

工事(設計・施工一括)請負契約書(案) 変更対照表

No.	書類名	頁	条	項	号	項目名	変更前	変更後
1	工事(設計・施工一括)請負契約書(案)	26	55			受注者の請求による工期の延長	<p>第55条 受注者は、天候の不良、第23条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本件業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長を請求することができる。</p>	<p>第55条 受注者は、天候の不良、第23条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本件業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長を請求することができる。</p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p>